

相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 5 4 号

相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例

相模原市立産業会館条例(平成 4 年相模原市条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表中

17,000 円
18,500 円

を

17,800 円
19,300 円

に、

「

21,000 円
5,700 円
10,800 円
12,800 円

を

21,900 円
6,000 円
11,300 円
13,500 円

に改める。

」

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 第 1 項の規定は、令和 1 0 年 1 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。